



今後メールでの配信をご希望の方、または配信停止をご希望の方は大変お手数ですが弊社担当者までお知らせください。

## 教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置

教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与の両制度は、創設当初は富裕層を中心に利用件数が多い制度でしたが、利用者は年々減少傾向にあります。富裕層の節税目的に利用されたために制度廃止の声が上がりましたが、どちらも少子化対策に重点をおく国の方針から、2023年度税制改正において一定の見直しが行われたうえで、延長がされました。

### 1. 教育資金の一括贈与の非課税措置(措置法)の見直し・延長【贈与税・相続税】

#### 【制度の概要】

①親・祖父母(贈与者)が、子・孫(受贈者)名義の一定の金融機関の口座等に教育資金を一括して拠出した場合には、受贈者(30歳未満・前年の合計所得1,000万円以下)ごとに1,500万円(うち、学校等以外は500万円)まで、贈与税が非課税。

#### ②贈与者死亡時

死亡時の管理残額を相続財産に加算(受贈者が23歳未満である場合や、学校等に在学中の場合等を除く)。

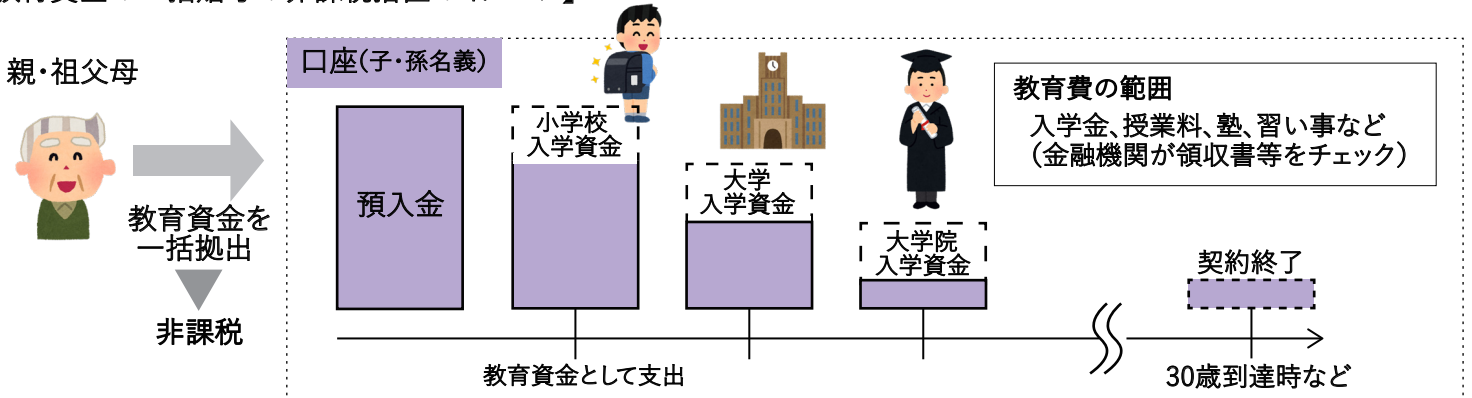
→【改正の内容】①参照

※管理残額 = 非課税拠出額(1,500万円を限度) - 教育資金の払出額

#### ③契約終了時(受贈者が30歳に達した場合など)

契約終了時の管理残額に対して贈与税(特例税率又は一般税率)を課税。→【改正の内容】②参照

#### 【教育資金の一括贈与の非課税措置のイメージ】



#### 【改正の内容】

##### ①贈与者死亡時

贈与者の相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、死亡時の管理残額を相続財産に加算(下図を参照)。

##### ②契約終了時(受贈者が30歳に達した場合など)

契約終了時の管理残額に対する贈与税率が、受贈者の年齢に関わらず一般税率を適用。

■改正前:①受贈者が18歳以上 → 特例税率(一般税率に比べ低い税率)

②受贈者が18歳未満 → 一般税率

■改正後:一般税率のみ

##### ③適用時期等

令和5年4月1日以後の拠出額等に係る相続税又は贈与税について適用。

適用期限を令和8年3月31日まで、3年間延長。

【上記改正の内容①】

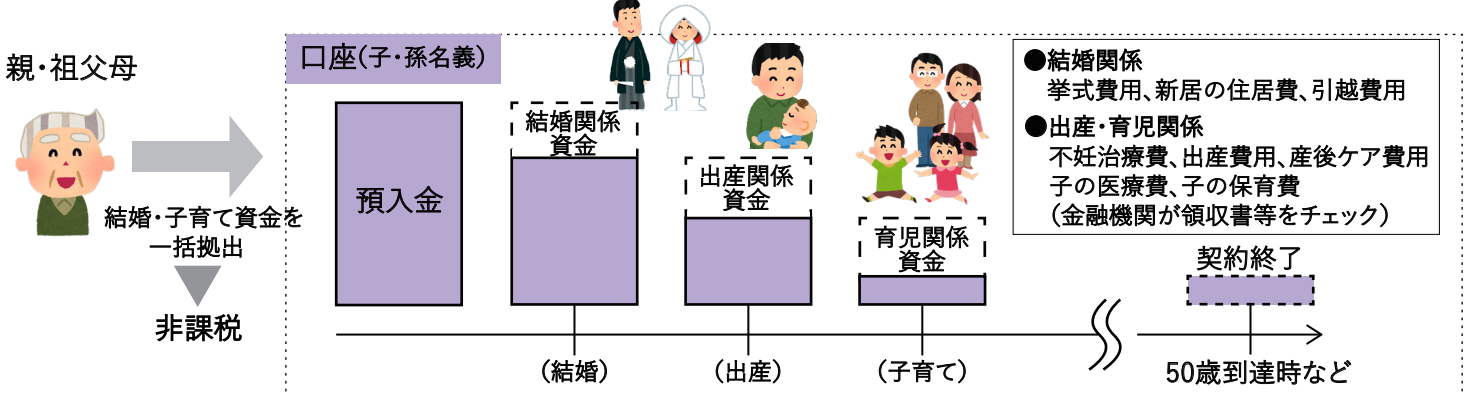
贈与者の 相続税の課税価格合計	相続財産への加算額	
	【改正前】	【改正後】
5億円超	贈与者死亡時の管理残額 (受贈者が23歳未満等の場合は、加算なし)	贈与者死亡時の管理残額
5億円以下		贈与者死亡時の管理残額 (受贈者が23歳未満等の場合は、加算なし)

2. 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置(措置法)の見直し・延長【贈与税・相続税】

【制度の概要(下記③改正)】

- ①親・祖父母(贈与者)が、金融機関の子・孫(受贈者)名義の口座等に結婚・子育て資金を一括して拠出した場合には、受贈者(18歳～49歳・前年の合計所得1,000万円以下)ごとに1,000万円(うち、結婚関係は300万円)まで、贈与税が非課税。
- ②贈与者死亡時  
死亡時の管理残額を相続財産に加算。 ※管理残額 = 非課税拠出額(1,000万円を限度) - 結婚・子育て資金の払出額
- ③契約終了時(受贈者が50歳に達した場合など)【→税制改正】  
契約終了時の管理残額に対して、贈与税を課税。  
  - 改正前の贈与税率: 特例税率(一般税率に比べ低い税率)
  - 改正後の贈与税率: 一般税率
- ④適用時期等  
③の改正は、令和5年4月1日以後の拠出額等に係る贈与税について適用。適用期限を令和7年3月31日まで、2年間延長。

【結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置のイメージ】



3. 相続税法上の贈与税の非課税

今回は措置法上の贈与税の非課税措置を取り上げましたが、相続税法においても、その財産の性質や贈与の目的などから贈与税が課税されないものが定められています。その1つとして、夫婦間(内縁関係を除く)・親子間・祖父母と孫等・兄弟姉妹間などの扶養義務者相互間において、通常必要と認められる「生活費」や「教育費」のために金銭等を贈与した場合には、贈与税は課税されません。

ここでいう「生活費」とは、例えば、飲食費、生活用品、医療費、家賃、水道光熱費、交通費、結婚資金、出産費用、養育費などが挙げられ、「教育費」とは、義務教育に限らない学費、教材費、文具費、通学用交通費、塾や習い事の費用、留学費用などが挙げられます。

ただし、これらの贈与で贈与税が課税されないのは、必要な都度、必要な金額だけ贈与した場合に限られますので、例えば数年分の「生活費」や「教育費」の一括贈与を受けた場合には、贈与税は非課税になりませんので注意が必要です。

4. 改正の影響

相続税率の高い富裕層の場合、仮に1,500万円の教育資金の一括贈与(措置法)を行った後に全く手付かずで残り、受贈者に贈与税が課税された場合でも、相続税よりも贈与税の方が安いケースが見受けられました。また、教育資金の一括贈与(措置法)を行った後に、贈与者の判断能力に問題がなければ相続税法上の都度贈与を行い、判断能力がなくなった時点で受贈者が教育資金の一括贈与分に手を付けるといった事も想定できたため、今回の改正により節税目的の使い残し(管理残高)に対しては、より厳しい課税になったといえます。

(担当: 福田)